

ごみカレンダーへの有料広告募集

「平成30年度松前町ごみカレンダー」に、広告掲載枠を12枠設定します。

▼発行部数 1万6千部予定
(北伊予・岡田校区8500部、松前校区7500部)

▼配布方法 各区長を通じて各戸配布と役場、東・西・北公民館で窓口配布

▼掲載場所 カレンダー1月につき下段に1枠(広告の掲載枠数は1枠単位。一つの申し込みで12枠まで掲載できます)

▼広告サイズ
縦30ミリ×横80ミリ(最大)

▼広告掲載料 1枠2万円

▼申し込み方法 募集要領と松前町広告事業実施要綱を読んだ上、申込書に広告原案を添えて、郵送、FAX、メールで提出してください。募集要領などはホームページからダウンロードできます。

※広告は審査委員会で決定します。

▼締め切り 11月30日(木)

▼申込先 〒791-3192

松前町大字筒井631番地
町民課生活環境係

☎985-4117

FAX984-8951

✉14seikatsu@town.masakiehime.jp

土地利用変更・家屋取り壊しの場合は届け出を

▼土地の使い方が変わったとき

固定資産は、毎年1月1日時点の現況で評価します。年内に土地の使い方を变える場合は、税務課に届け出てください。変更と届け出が1月以降の場合は、現況が分かる証明(写真など)が必要です。

▼家屋を取り壊したとき

固定資産税の課税対象となる家

屋を取り壊した場合は、年内に松山地方法務局で建物滅失登記を行うか、役場に届け出る必要があります。これらの届け出を忘れると、翌年度も取り壊した家屋が固定資産税の課税対象となる場合がありますので、注意してください。

問 税務課資産税係

☎985-4111

パート収入と税金

夫が会社勤務、妻はパート収入だけの場合、パート収入は給与所得となり、年収から給与所得控除(最低65万円)を引いて求めます。

▼夫の配偶者控除・配偶者特別控除

妻のパート収入が103万円以下なら配偶者控除を、141万円未満なら配偶者特別控除を受けます。配偶者特別控除は、妻のパート収入が増えると減少します。

▼妻の税金

パート収入が103万円以下なら所得税は課税されませんが、町県民税は課税される場合があります。町県民税には、所得割と均等割があり、所得割はパート収入が100万円を超える場合、均等割は93万円を超える場合に課税されます。

配偶者のパート収入	配偶者控除	配偶者特別控除	配偶者自身の課税		
			所得税	町県民税	
				所得割	均等割
93万円以下	○	×	非課税	非課税	非課税
93万円超 100万円以下				課税	課税
100万円超 103万円以下					
103万円超 141万円未満	×	○	課税	課税	課税
141万円以上		×			

※配偶者特別控除は、合計所得が一千万円を超える場合は受けられません。

問 税務課町民税係(町県民税)

☎985-4110

松山税務署・電話相談センター
(所得税)
☎941-9121

松山税務署
年末調整説明会

会社などの給与支払事務担当者を対象に説明会を行います。できるだけ公共交通機関を利用し、都合の良い会場にお越しください。

日時	会場
11/15 ㊤ 13時30分～15時30分	久万高原町久万町民館 町民館ホール
11/16 ㊤ 13時30分～15時30分	松前総合文化センター 広域学習ホール
11/17 ㊤ 13時30分～15時30分	東温市役所 4階大会議室
11/20 ㊤ 13時30分～15時30分	砥部町中央公民館 2階講座室
11/21 ㊤ 13時30分～15時30分	松山市総合 コミュニティセンター カメラアホール
11/22 ㊤ 10時～12時	

※ 松山市へ提出する「給与支払報告書(総括表)」は、同市が郵送する所定の用紙を使用してください。

▶ 国税庁ホームページを利用しよう

国税に関すること、申告手続き、路線価図などを掲載しています。詳しくは、<http://www.nta.go.jp> まで。

問 松山税務署 ☎941-9121

平成29年度
宝くじ助成事業で整備

自治総合センターの宝くじ受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業で、東古泉地区に祭り関係備品が整備されました。

東古泉 青獅子頭、油単、太鼓など



問 町民課コミュニティ係
☎985-4228

国民年金保険料控除証明書は大切に保管を

国民年金保険料は、所得税と住民税に係る申告の際、全額が社会保険料控除の対象になります。この控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類が必要です。日本年金機構が11月上旬か翌年2月上旬に送付する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が領収書を、年末調整や確定申告の際に必ず添付してください。

▼11月送付対象者 1月1日から9月30日の間に国民年金保険料を納付した人

▼翌年2月送付対象者 10月1日から12月31日の間に、今年初めて国民年金保険料を納付した人

※家族の国民年金保険料を代わりに納付した人も、納付した本人の

社会保険料控除に加えることができます。家族宛てに送られた証明書を添付して申告してください。

●11月30日は「年金の日」

厚生労働省は、ねんきんネットなどを利用し、高齢期の生活設計に思いを巡らせる日として、11月30日(いみらい)を年金の日にしています。

ねんきんネットを利用すると、自分の年金記録を確認し、将来の年金受給見込み額の試算ができます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

問 松山西年金事務所国民年金課

☎925-5175

町民課住民係

☎985-4106

今年もたわわ祭に出店
まつまえ・まさき物産展

新商品も入荷

姉妹都市である北海道まつまえ町など、北海道の特産品を販売します。不漁などの理由で商品が変更になったり、売り切れたりする場合がありますので、ご了承ください。



松前漬(左)とほっけ開き(右)

販売する商品の一部

松前するめ	いくら醤油漬け
松前漬	松前真昆布(だし用)
ほっけ開き	まぐろバーグ
いか塩辛	まぐろカツ

第5回 まさき物産祭 産業まつり

たわわ祭

松前町の産業の恵みが集結する「たわわ祭」を今年も開催します。出店企業やイベントの内容など詳しくは、11月上旬の新聞折り込みチラシか町ホームページで確認してください。

- ◆日時 11月11日㊤、12日㊤ 9時～16時
- ◆場所 まさき村店舗前駐車場(エミフルMASAKI敷地内)
- ◆内容 特産品などの展示販売、飲食店の実演販売、企業展、ステージパフォーマンス(※)

※ 餅まきやダンス、愛の葉ガールズのライブなどイベントがめじろ押しです。みきゃんやマッキーも登場します。



高血圧予防から健康寿命を考える 血管いきいき講座の参加者を募集します

高血圧は進行すると、血管や心臓に大きなダメージを与え、脳血管障害がいや心疾患などの命にかかわる病気を引き起こします。この機会に、高血圧を発症させない、悪化させないコツを学びませんか。

▼申し込み方法 健康課保健センター係に電話してください。
▼締め切り 11月24日(金)
▼申込先・問い合わせ 健康課保健センター係
☎985-4118

▼日時 12月8日(金) 13時30分～16時
▼会場 福祉センター2階集会室
▼対象 町内在住で高血圧予防などの健康づくりに興味のある人
▼講師 愛媛県総合保健協会 診療所医長循環器専門医 長岡祥宣先生
▼内容 下表の通り
▼定員 40人(先着順)

●当日の内容

13時45分
医師の講義
15時20分
体験コーナー
適塩計量 体験
個別相談 (※)
塩分濃度測定 ほか
※ 医師(先着3~5人限定)、保健師、管理栄養士が対応

援助や配慮を必要としていることを伝える ヘルプマーク付きストラップを配布中

ヘルプマークは、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人々が、周囲の人にそのことを伝えるためのマークです。このヘルプマークが付いたストラップを無料で配布しています。

・内部障がいや難病の人
・妊娠初期の人
▼配布方法 福祉課の窓口で配布
▼利用方法 かばんなどに付けてください。付属のシールで、伝えたい情報を記入することもできます。
☎福祉課障がい福祉係
☎985-4112

いち早く 知らせる勇気 つなぐ声

11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待を防止するためには、地域の皆さんが「子どもへの関心を持つこと」が重要となります。

▼見逃せない子どもからのサイン
・いつも泣き声や叫び声が聞こえる
・原因不明のけが(あざ、やけど、打撲など)がある

・表情が乏しく元気がない
・態度がおどおどしている
・衣服や身体が不潔である
・家に帰りがらず家出をする
・理由もなく学校などを休む

虐待の早期発見は、子どもだけではなく、その親を救うことにもつながります。虐待かどうか迷う場合でも、ためらわず、まずは相談してください。

▼相談機関
福祉課児童福祉係
☎985-4114
県福祉総合支援センター
☎922-5040
児童相談所 全国共通ダイヤル
☎189

適切に使いましょう 「子どもの医療費助成」

1月から、中学生まで医療費助成を拡大していますが、適切に受診できていますか。

就学後の子どもの医療費助成の費用は、町がまちづくりのために自由に使えるお金から支払われています。未永くこの助成制度を続けられるよう適正受診を心掛けましょう。

▼適正受診のためのポイント
・急病などやむを得ない場合を除き、時間外・深夜・休日の診療を控える
・規則正しい生活や手洗い・うがい

などで、病気の感染予防に努める
▼他制度を優先「学校管理下などでの負傷」

学校などの管理下での負傷や疾病の場合、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入していれば、こちらが優先です。子ども医療費受給資格証を使用せずに受診し、後日給付金を申請してください(自己負担額と加算額が支払われます)。
☎福祉課児童福祉係
☎985-4114

不妊治療の費用を助成します

不妊治療のうち、特定不妊治療(体外受精と顕微受精)の費用の一部を助成します。

▼対象者 次の全てに該当する夫婦
・愛媛県の特定不妊治療助成事業の対象者であること(妻が43歳未満であることや、所得制限などがあります)
・夫婦のいずれかが松前町に1年以上住所を有していること
・町税を滞納していないこと
※県助成事業については、県ホームページ(<http://www.pref.ehime.jp/h25500/4781/huninijoseigaifu.html>)などで確認してください。

▼助成額 上限5万円/年
※不妊治療費から県の助成額を除く額の範囲内で、通算5年間助成。
▼申請方法 治療が終了した年度(県の決定通知と同じ年度)内に、次の書類を持参して申請してください。
・助成事業申請書(町ホームページからダウンロードできます)
・県が発行した不妊治療「助成事業承認決定通知書」の写し
・医療機関発行の不妊治療「助成事業受診等証明書」の写しと「領収書(写し可)」
・夫婦それぞれの印鑑(朱肉を使うもの)
・申請者名義の口座が分かるもの

▼申請先・問い合わせ 健康課保健センター係
☎985-4118

【不妊に関する相談】

次の二つの方法で相談を受け付けています。相談は無料で、秘密は厳守します。

①電話相談
▼日時 毎週水曜日 13時～16時
▼担当 保健師など

②面接相談
▼日時 月1回(完全予約制)
※日時は左記専門ダイヤルで確認してください。
▼場所 愛媛県総合保健福祉センター1階(松山市本町7丁目2番地)
▼担当 不妊相談アドバイザー医師、助産師
▼申し込み方法 毎週水曜日の13時～16時に、面接の日時を電話で予約してください。

①②共通事項
▼連絡先・問い合わせ 不妊専門相談センター
専門ダイヤル
☎927-7117

松前の防災力

総務課危機管理係
☎985-4103

Jアラートを用いた 情報伝達訓練を行います

松前町公式防災
フェイスブックページ



最近、ミサイルに関するニュースが話題となりましたが、そこで取り上げられているのが、ミサイルの発射情報を伝えるシステム「Jアラート」です。このJアラート(全国瞬時警報システム)を用いた情報伝達訓練を行います。

▶Jアラートって何?

緊急地震速報、津波警報や弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国から人工衛星などを通じて、瞬時に伝達するシステムです。町では、防災行政無線を通じて伝えられます。

▶防災行政無線を流します

日時 11月14日④ 11時ごろ
実施場所 町内51カ所に設置
の防災行政無線

放送内容

【上りチャイム4音】
「これは、Jアラートのテストです」(3回繰り返す)
「こちらは、ぼうさいまさきちょうやくばです」
【下りチャイム4音】

※ 情報伝達訓練は、松前町以外でも、さまざまな方法を使って行われます。

